

# 中野市民霊園聖地使用案内

## 1 霊園の概要

- (1) 所在地 中野市大字片塩 1000 番地
- (2) 統一霊園 碑石等の規格は、全て統一規格（市が定める横置型規格墓地）
- (3) 聖地面積 1 聖地 4 m<sup>2</sup>（2 ㍍×2 ㍍）
- (4) 使用料 1 聖地 500,000 円
- (5) 管理料 年額 3,000 円
- (6) 主な施設 管理棟（兼休憩所、トイレ）、四阿、駐車場、水道

## 2 使用条件

- (1) 使用者の資格等（条例第 6 条）
  - 聖地を使用することができる者は、市内に本籍又は住所を有する者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
  - 市内に住所を有しない者又は有しなくなった者は、市内に住所を有する者を、使用者に代わって聖地管理人として定めなければならない。
- (2) 使用の許可は、使用者の属する世帯につき 1 聖地となります。
- (3) 使用料及び管理料を指定する期日までに納入できる方
- (4) 市の統一規格で碑石の建立ができる方
- (5) 使用許可を受けた聖地を適正に維持管理できる方

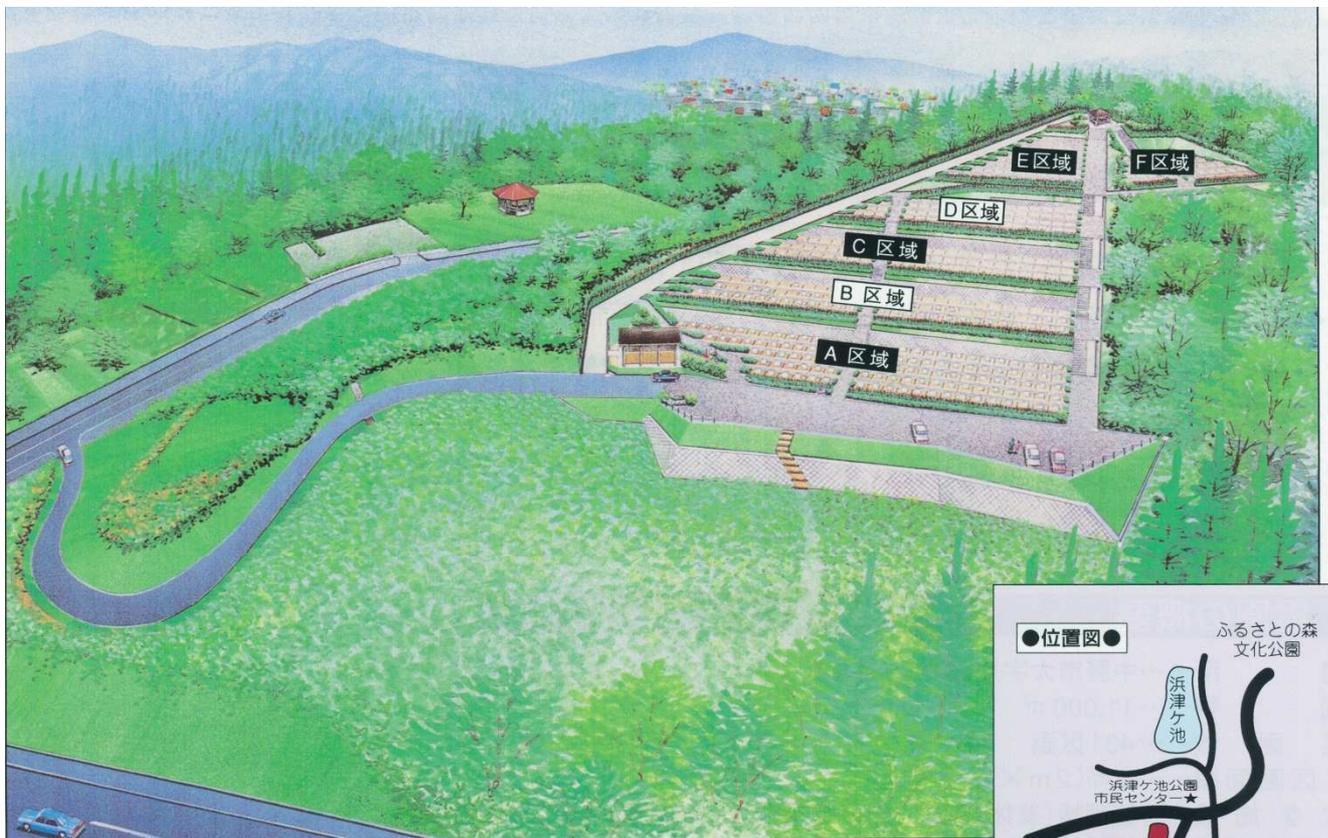
## 3 使用者の義務（条例第 12 条）

常に聖地内を清掃し、墳墓及び碑石等の損壊による危険があるとき、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあるときは、速やかに修理し、その他必要な措置を講じなければならない。

## 4 留意事項

- (1) 碑石等の色を区域ごとに、白御影石または黒御影石と定めていますのでご注意ください。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、使用の許可が取り消しになることがあります。
  - 聖地を目的以外に使用したとき
  - 使用権を第三者に譲渡したとき      ○聖地を転貸したとき
  - 使用者の義務を怠ったとき      ○管理料を 5 年間滞納したとき
  - 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき
  - 使用者が死亡し、又は住所不明であって 5 年を経過しても承継の申請がないとき
  - 「中野市霊園条例」に違反したとき
- (3) 各種手続 次の表のとおり申請または届出が必要となります。

事 由	必要な申請・届出	備考
住所・氏名等を変更したとき	霊園聖地使用者住所等変更届	様式第 6 号
霊園使用許可証を紛失・汚損したとき	霊園聖地使用許可証再交付申請書	様式第 20 号
市内に住所を有しなくなったとき 代理人を変更したとき	霊園聖地管理人選定（変更）届	様式第 3 号
聖地に設置する墳墓等の新設・改修・移転しようとするとき	霊園聖地内工事着手届	様式第 4 号
遺骨を埋蔵・改葬しようとするとき	霊園埋蔵（改葬）届	様式第 21 号
使用権を承継しようとするとき	霊園使用権承継許可申請	様式第 9 号
聖地を返還しようとするとき	霊園聖地返還届	様式第 10 号



※ A・C・E・F は黒御影石、B・D は白御影石区域です。



### 中野市霊園聖地内施設設置要領 (抜粋)

第2条 聖地内には、施設及び樹木以外のものは設置できない。

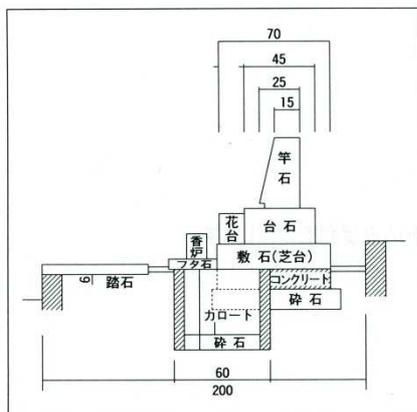
第3条 施設の規格、材質及び設置基準は次のとおりとする。

- (1) 竿石は、白又は黒御影石の粒子が細密且つムラがない材料で、本磨き仕上げとし、竿石の転倒防止のため台石にモルタル・コーキング等で接合するものとする。
- (2) 台石は竿石と同色の御影石とし、敷石（芝台）、ふた石は白又は黒御影石とし、共に本磨き仕上げとする。
- (6) 竿石の色は、市が区域ごとに定める色とし、白御影石がAG98以上の白色、黒御影石が南平黒以上の黒色であることを基準とする。
- (11) 墓誌及び墓誌受石を設置する場合は、竿石と同色御影石とし、墓誌台石は、白又は黒御影石とし、共に本磨き仕上げとする。（設置自由）

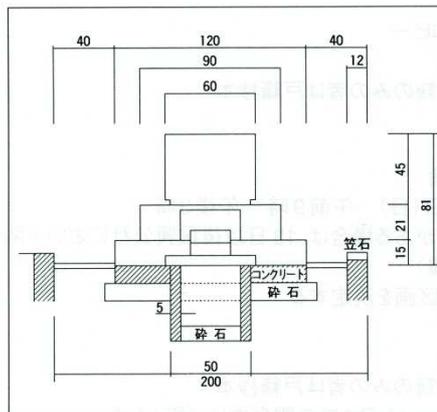
### 碑石等の統一規格の主要寸法 (単位: cm)

※全てこの規格で建立いただきます。

<側面図>



<正面図>



<平面図>

